

動物検疫業務及び植物検疫業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）に係る業務・システムの最適化計画について

平成18年3月17日
行政情報化推進委員会決定

「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。平成16年6月14日一部改定）及び「輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画」（平成17年12月28日CIO連絡会議決定）に基づき、下記のとおり、動物検疫業務及び植物検疫業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）に係る業務・システムの最適化計画を定める。

記

第1 業務・システムの概要と最適化の基本理念

1 業務・システムの概要と課題

(1) 概要

動物検疫業務は、外国から輸入される動物、畜産物などを介して家畜の伝染性疾病が国内に侵入することを防止するほか、外国に家畜の伝染性疾病をひろげるおそれのない動物、畜産物などを輸出することによって我が国の畜産の振興及び海外の家畜衛生の向上に寄与しようとするものである。また、輸出入される犬、猫等を介して狂犬病が伝播されること並びに輸入されるサルを介してエボラ出血熱及びマールブルグ病が伝播されることを防止すること等により公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

動物検疫所は、横浜に本所を置き、全国に6支所、17出張所を設置するとともに、家畜防疫官を312名（平成16年度末）配置し、年間、輸入畜産物約42万件、輸入動物約2万件、輸出畜産物約1万件、輸出動物約7千件（いずれも平成15年実績）の検査を実施している。

また、植物検疫業務は、我が国の植物に被害をもたらす海外からの病害虫の侵入を未然に防ぐため、全国の海港や空港で輸入植物検疫業務を行っているほか、重要病害虫の国内でのまん延を防ぐための国内植物検疫業務、諸外国の要求に応じた輸出植物検疫業務を行い、我が国の農業生産の安全及び助長を図ることを目的としている。

植物防疫所は、横浜、名古屋、神戸、門司及び那覇に本所を置き、全国に15支所、53出張所を設置するとともに、植物防疫官を849名（平成16年度末）配置し、年間、輸入植物約73万件、輸出植物約3万件（いずれも平成15年実績）の検査を実施している。

本計画の対象とする具体的な業務・システムは、動物、畜産物及び植物類の輸出入申請に係る書類の受付、当該書類の審査、当該動植物の現物検査及び輸出入検疫証明書交付に係る業務並びにこれらに関連する動物検疫検査手続電算処理システム（ANIPAS）、動物検疫所電子申請サブシステム、動物検疫情報データベースシステム、動物検疫所サテライトシステム、輸入植物検

査手続電算処理システム（PQ-NETWORK）、植物防疫所電子申請システム及び植物検疫統計情報データベースシステムとする。

(2) 課題

当該業務・システムについては、次のような課題があることを踏まえ、最適化を実施することとする。

動物検疫業務及び植物検疫業務（以下「動植物検疫業務」という。）については、多くの申請手続が電子化されてきているが、電子申請を行うのに必要な通関情報処理システム（NACCS）を利用するための端末機を所有していない等の理由により、書面による申請を行う利用者が少なくない。また、輸出植物検疫業務に係る申請手続については電子化されていない。

近年、農畜産物の輸入増、検査対象品目の拡大、指定港（検疫対象物の輸入ができる海空港）の増加等に伴って業務量の増大や検査手法の複雑化が顕在化している。また、システム間のデータ連携や操作の統一性が十分確保されていないため、非効率な運用を強いられている。

利用者のニーズの多様化に伴う動植物検疫業務の拡大・複雑化に対応するため、防疫官の専門技術の維持・向上を図ることが重要となっている。

国民の食に対する関心が高まる中で、国内未発生の伝染性疾病や植物の病害虫の侵入を水際で阻止する動植物検疫業務の重要性が増しているにもかかわらず、その目的や具体的内容等が、必ずしも国民一般に周知されていない面がある。

現在、動植物検疫業務ともに固有のネットワークを有し、専ら専用端末による利用を行っていることから、それぞれのシステムの刷新に合わせて、可能な限りこれらのシステムの整理・統合を進める必要がある。

2 最適化の基本理念

上述の課題等を踏まえ、動植物検疫業務に係る業務・システムの最適化に当たっては、費用対効果を十分に考慮した上でIT（情報通信技術）を積極的に活用することにより、国民、企業、自治体等の利用者へ利便性の高い良質な行政サービスを提供するとともに、より高度かつ効率的な動植物検疫業務を実現するために、以下の事項を基本理念として最適化を図ることとする。

- (1) 電子申請の推進
- (2) 効率的・効果的な動植物検疫業務の遂行
- (3) 検疫業務手法の蓄積、普及及び継承による人材の育成強化
- (4) 動植物検疫業務の信頼性確保
- (5) システムにかかる経費の削減及び安全性・信頼性の向上・強化

第2 最適化の実施内容

動植物検疫業務に係る業務・システムについては、次に掲げる最適化を平成19年度から平成20年度末までの2ヶ年で実施する。

このことにより、年間約1.5億円のシステム運用経費の削減が、また、年間延べ約2.7万時間分の業務処理時間の短縮が見込まれる。さらに、利用者側にとっても年間約4.3万時間に相当する申請手続時間の削減が見込まれる。

1 電子申請の推進

利用者の利便性向上を図り、全ての申請を電子申請で受け付けることを目指し、更なる電子申請率向上等を推進するため、以下に掲げるインターネットを利用した電子申請や植物検疫業務における輸出植物検疫業務の電子化等を実施する。

(1) 電子化推進による利用者の利便性向上

これまでNACCSと利用契約を結んでいないために電子申請ができなかった利用者の利便性向上を図るため、府省共通ポータルの利用を前提として、インターネットを利用した電子申請を可能とするとともに、システムのメンテナンス作業に伴うシステム停止時間を可能な限り削減し、24時間・365日検査申請の受付を可能とする。

(2) 輸出植物検疫業務の電子化

輸出植物検査申請手続と一連で実施した方が効果的な以下の手続について、その手続の流れに関して標準化を図る。さらに、栽培地検査に関連する手続については、類似した様式を統合することにより手続の簡素化を図る。

- ・ 栽培地検査に係る手続
- ・ 組織培養植物栽培地検査に係る手続
- ・ うんしゅうみかん栽培地検査に係る手続

標準化及び様式の統廃合を行った後、これら一連の輸出植物検疫業務関連手続を電子化する。

(3) 新たな輸出電子検査証明書の受入れ推進

現在オーストラリアから輸入される食肉等の動物検疫業務に利用されている電子検査証明書について、将来の普及時に早期に対応できるようにするため、関係機関と協議する。

これらにより、年間約11,400時間の業務処理時間の短縮が見込まれる。また、利用者側においては、年間約43,000時間に相当する申請手続時間の削減が見込まれる。

2 効率的・効果的な動植物検疫業務の遂行

動植物検疫業務に係る業務処理の効率化を図るため、申請番号等のバーコード化、検査台帳の電子化、輸出入検疫に係るデータの一元管理を目的としたデータベースの構築等を図る。また、複雑化する検疫制度に適切に対応す

るため、データベースに蓄積したデータを活用しシステムによる支援機能(検査結果チェック機能等)を強化するとともに、動物検疫業務において、都道府県との連携を強化するため、LGWANの利用を前提として検疫情報及び着地検査(検疫終了後の輸入動物の継続監視)情報を国と都道府県が共有する仕組みを構築する。

このことにより、年間約14,400時間の業務処理時間の短縮が見込まれる。

3 動植物検疫業務手法の蓄積、普及及び継承による人材の育成強化

組織全体の検査技術水準の維持・向上を図るため、動植物検疫業務に必要な技術資料、過去の対応事例等をデータベース化することで、必要な技術を効率的に習得する環境を整備する。

4 動植物検疫業務の信頼性確保

動植物検疫業務の役割、内容、重要性及び輸入禁止品について、ホームページ、パンフレット等各種媒体を積極的に活用するとともに、Q&A等の改善・充実を図り、わかりやすい広報に努める。また、動物検疫業務において、輸出入検査実績をホームページ上にて簡単に検索できる仕組みを構築するとともに、植物検疫業務において、輸出入禁止植物と国(地域)との関係を整理し、ホームページ上から簡単に検索できる仕組みを構築する。

5 システムにかかる経費の削減及び安全性・信頼性の向上・強化

低廉で効率的なシステムを構築するため、以下に掲げるシステムの経費削減やセキュリティ等の強化を実施する。

(1) システムの再構築によるシステム保守・運用経費削減

動物検疫業務においては、動物検疫検査手続電算処理システム(ANIPAS)、動物検疫所電子申請サブシステム及び動物検疫情報データベースシステムを、植物検疫業務においては、輸入植物検査手続電算処理システム(PQ-NETWORK)、植物防疫所電子申請システム及び植物検疫統計情報データベースシステムを将来の機能追加等にも対応しうるオープンシステムとして再構築し統合を図る。

その際、既存資産(ハードウェアやソフトウェア)の再利用や汎用パッケージソフトウェアの活用とともに、分離調達を導入することにより、初期構築経費及び運用経費の削減を図る。また、無駄のない簡素なインフラを構築・運用するため、専用端末を廃止し、既存のLAN端末を活用する。さらに、システムの運用を引き続き可能な限り外部委託する。

(2) 情報セキュリティやシステムの安全性・信頼性の向上・強化等

利用者が安心して利用することができる電子申請手続の構築のため、セキュリティ対策については、政府全体及び農林水産省における情報セキュリティポリシー等に即して行うとともに、職員に対するセキュリティに関する教

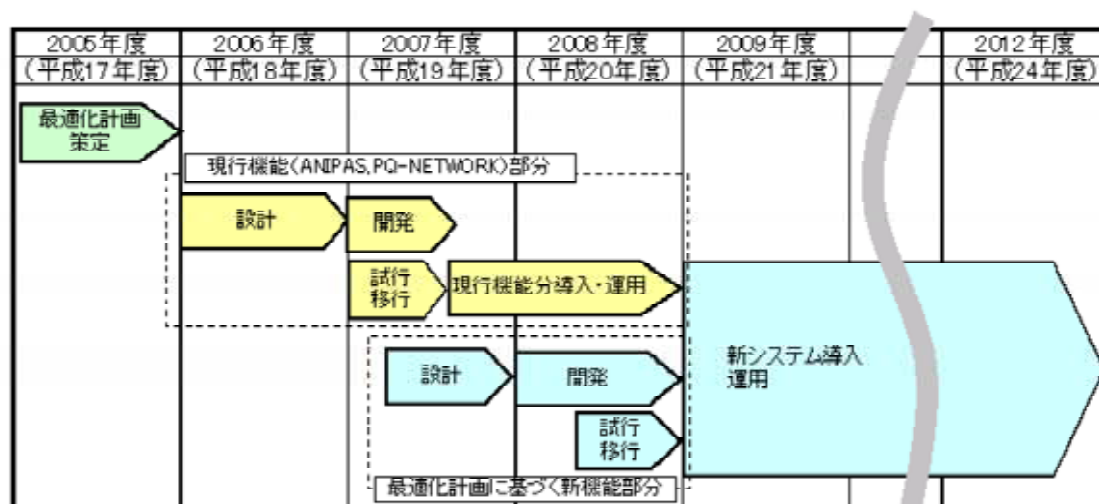
育・啓発、セキュリティ監査を定期的実施する。また、システムの安全性・信頼性の向上・強化のためにシステム企画・管理業務を強化するとともに、システム監査や高度なシステム企画の支援等を担う外部専門家を積極的に活用する。

これらにより、年間約1.5億円のシステム運用経費の削減が、また、年間延べ約1,800時間分の業務処理時間の短縮が見込まれる。

第3 その他

最適化計画の実施に当たっては、「輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画」に基づいてワンストップサービス・シングルウィンドウに関する必要な措置を講じるほか、本計画策定後の情報通信技術の進展、動植物検疫業務を取り巻く環境の変化等に対処するとともに、「農林水産省情報ネットワーク(共通システム)最適化計画」(平成18年3月17日行政情報化推進委員会決定)及び「行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務の業務・システム最適化計画」(平成17年8月24日CIO連絡会議決定)等、他の最適化計画を踏まえ、必要に応じて、最適化計画の見直しや関連する調達仕様書への反映などの措置を講じることとする。

第4 最適化工程表



第5 現行体系及び将来体系

別添のとおり。

(参考)

- 1 業務処理時間の短縮効果（試算値：輸入動物の検査申請手続等のオンライン利用率が80%、輸出動畜産物の検査申請手続等のオンライン利用率が50%、輸入植物の検査申請手続等のオンライン利用率が90%、輸出植物の検査申請手続等のオンライン利用率が50%となった場合。以下同じ。）は、業務処理時間の短縮効果に係る民間の知見と輸出入検疫業務の一部を対象に調査した代表的な業務の処理時間を基に、最適化計画が実現した場合にどの程度の短縮が見込まれるかを大まかに試算したものであり、具体的な業務処理方法により、実際の効果と大きく変動する可能性がある。
- 2 システム運用経費の削減効果（試算値）は、既存のシステムにかかる実績費用と業務・システムの最適化を実現した場合を想定した当該費用の大まかな差額を試算したものであり、情報システム関係経費の削減可能額を意味しているものではない。